

株券電子化制度施行に伴う特別口座開設等に関する公告

平成20年12月2日

株主および登録株式質権者各位

東京都港区元赤坂一丁目6番6号
総合警備保障株式会社
代表取締役社長 村井温

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「決済合理化法」といいます。）の施行日である平成21年1月5日に実施される株券電子化に対応するため、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）に対し、当社の普通株式を株券電子化後に機構が取り扱うことについて、「社債、株式等の振替に関する法律」第13条第1項の規定に基づき同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第8条第1項に基づき下記のとおり公告致します。

記

1. 決済合理化法の施行日において、機構をご利用になっていない株式に係る株主及び登録株式質権者の皆様の権利を保護するため、その氏名又は名称、ご所有の当社普通株式の株式数等決済合理化法附則第8条第5項に定める事項を機構に通知いたします。
2. 特別口座を開設する口座管理機関は次のとおりです。
住所：東京都港区芝三丁目33番1号
名称：中央三井信託銀行株式会社

なお、決済合理化法施行に際して、通知対象株主等以外の、株券等保管振替制度をご利用されている株主様および質権者様につきましては、同法附則第7条の定めにより、施行日において、お取引証券会社等の口座に当社普通株式が記載または記録されます。

以上